審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　2

処　　分　　名	松山市男女共同参画推進センター登録団体の登録	
処 分 の 概 要	松山市男女共同参画推進センターを利用しようとする者で、一定の資格・要件を満たす者については、申請に基づいて登録団体としての登録を行い、通知する。	
根 拠 法 令 名	松山市男女共同参画推進センター条例 (平成11年条例第29号)	
条　　項	第5条第1項	
所　　管　　課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		3日
標 準 処 理 期 間		計　　3日

判 断 基 準

松山市男女共同参画推進センター条例第4条に該当する者の申請で、施行規則第5条に該当するもの。

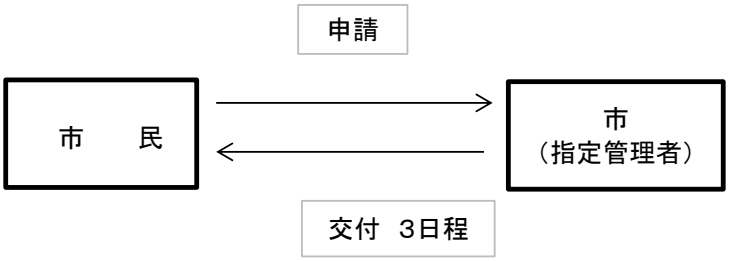
【根拠法令等】

松山市男女共同参画推進条例
(使用の資格)
第4条　センターを使用できる者は，第1条第1項の目的の範囲内でセンターを使用しようとする者で，次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)　本市に住所を有する者，本市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は本市内の学校に在籍する者
(2)　前号に規定する者を主な構成員とする団体
(3)　その他市長が適当と認める者
(登録団体)
第5条　市長は，前条の資格を有する団体であって規則で定める要件を満たすものを，松山市男女共同参画推進センター登録団体(以下「登録団体」という。)として登録する。
2　市長は、登録団体に対し，予算の範囲内において，その活動を支援するために必要な施策を行うものとする。

松山市男女共同参画推進センター条例施行規則
(登録の要件)
第5条　条例第5条第1項(条例第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する要件は，次のとおりとする。
(1)　構成員が5人以上であること。
(2)　構成員の過半数が市民であること。
(3)　営利を目的としない団体であること。
(4)　規約等により団体の目的，組織等を定めていること。
(5)　会員名簿を作成していること。
(6)　事業概要又は活動計画を作成していること。
(7)　団体活動が将来にわたり継続することができること。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。